

指示事項の概要 (法人運営)

	主な指示項目	令和6年度 指示件数
定款、 諸規程	・ 定款について、実態に合わせて改正すること。	17
役員	・ 評議員、理事及び監事の選任の際、候補者が欠格事由に該当しないことを法人で確認すること。 ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。	29
理事会	・ 議案について、特別な利害関係を有する理事がいるかどうか確認を行うこと。 ・ 理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務に関する報告をすること。	48
監事 監査等	・ 計算書類等については、理事会（評議委員会）の承認を受けること。	1
評議員会	・ 評議員会の目的である事項及び目的である事項に係る議案の概要はもれなく理事会の議決で定めること。 ・ 評議員会の日時及び場所等は理事会の決議により定めること。	50
運営管理	・ 給与規程について必要な箇所を改正すること。	4
その他	・ 公表する定款は直近のものとする。 ・ 理事の報酬の総額について、現況報告書に記載の上、公表すること。	35
合計		184